

「大学・事業者等と連携したごみ減量・2R推進プロジェクト」事業支援業務委託
プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 契約予定件名

「大学・事業者等と連携したごみ減量・2R推進プロジェクト」事業支援業務委託

(2) 目的

区では、環境に配慮した持続可能な社会の実現に向けて、世田谷区一般廃棄物処理基本計画に基づき、発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rに重点を置き、ごみの減量や資源化などの取組みを推進している。

こうした発生抑制行動の促進には、もののライフサイクルに関わる事業者や区民等との連携、協力が不可欠なことから、区では、平成23年度より、区民、事業者、大学など様々な主体と連携し、効果的な啓発活動をするため、本事業に取り組んでいる。

本件は、当該事業を円滑かつ効率的に運営するため、先進事例等の情報収集や会議の運営、イベント等啓発事業の運営業務を委託するものであり、令和3年度に実施した

『大学・事業者と連携したごみ減量プロジェクト』事業支援業務委託』の事業者選定で委託期間として明示した3年が経過することから、令和7年度の契約に向けてプロポーザルを実施するものである。

(3) 事業内容

ア. 事業者その他自治体等の取り組み状況等の情報収集

イ. 食品ロス削減部会（1回程度）及び全体会議（2回程度）の運営

ウ. 普及啓発事業の運営

①啓発・情報媒体の製作等

②イベント等の準備業務

③イベント等の運営業務

④食品ロス削減推進部会の企画・立案及びイベント等の実施業務

エ. 成果品の提出

①業務報告書の作成

②CD-Rの作成

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※令和8・9年度においても本件と同様の業務について、本プロポーザルで選定された候補者と随意契約を行う可能性がある。なお、契約は年度毎に締結し、各年度における本事業の予算配当があること、及び令和8年度については令和7年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

2. 提案限度価格（令和7年度）

金2,820,950円（税込）

3. プロポーザル方式を採用する理由

本業務の履行にあたっては、世田谷区の清掃・リサイクル事業の方針や課題等を踏まえた企画・立案能力、様々な主体との円滑な連携を図るための調整能力、業務遂行能力等、事業者としての総合的な力量が問われる。

以上のことから、委託事業者の選定にあたっては、相手方の能力、資質を総合的に評価して事業者の選定を行う必要があるため。

4. 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 本区若しくは他の自治体において、令和2年4月以降、同種の業務を受託した実績又はごみ減量・リサイクル等の普及啓発に関する企画・運営業務を受託した実績（単にフリーマーケットを開催・運営した実績は除く）があること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税等に滞納がないこと。
- (6) 大学・事業者等と連携したごみ減量・2R推進プロジェクト事業支援業務委託事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

5. 募集説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間 令和7年1月8日（水）～令和7年1月23日（木）

- (2) 場 所 世田谷区ホームページ及び「15. 担当部課」窓口で交付

※トップページ→[区政情報](#)＞[契約・入札情報](#)＞[発注情報](#)＞[現在実施中のプロポーザル情報](#)＞[くらし・手続き](#)

- (3) 方 法 区のホームページからのダウンロード又は窓口で希望者に無償配布

※窓口での配布時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、祝日を除く）。

6. 参加表明書の提出期限並びに提出場所・書類及び方法

- (1) 提出期限 令和7年1月23日（木）午後5時（時間厳守）

- (2) 提出場所 「15. 担当部課」に同じ

- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

※受付時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、祝日を除く）。

※添付書類として下記2点も併せて提出すること

- ①「4. 参加資格（1）」に記載されている実績を確認できる資料（契約書の写し等）

※令和2年4月以降で該当する実績は全て提出すること

- ②「4. 参加資格（5）」の滞納がないことを確認できる納税証明書

7. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

8. 招請通知書の送付

(1) 通知時期 令和7年1月29日(水)

(2) 通知方法 参加資格要件を満たす者に対し、電子メール及び郵送による。

9. 質問について

募集内容について質問がある場合は、「大学・事業者等と連携したごみ減量・2R推進プロジェクト」事業支援業務委託プロポーザルに関する質問票(募集説明書に添付)に質問事項を記入し、電子メール又は郵送で受け付ける(電話による受付は行わない)。

(1) 受付期間

令和7年1月29日(水)から令和7年2月10日(月)午後5時まで

(2) 回答方法

令和7年2月18日(火)までに、招請を通知した全ての事業者へ電子メール又は郵送で回答する。

10. 提案書に求める内容、提出期限、提出先及び方法

(1) 内 容 別紙、募集説明書による。

(2) 提出期限 令和7年2月27日(木)午後5時(時間厳守)

(3) 提出先 「15. 担当部課」に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

※受付時間は午前9時～午後5時とする(土・日曜日、祝日を除く)。

11. 提案書を特定するための審査方法

提案書等の審査は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき実施する。提出された4.(1)実績及び提案書により、評価基準に基づいて審査・配点し、総合点により順位を決定する。

(1) 選定委員の構成

委員長：荒木 義昭 清掃・リサイクル事業課長

委員：荒井 久則 管理課長、阿部 貴之 玉川清掃事務所長、上原 雅三 環境計画課長

(2) 一次審査(書類審査)

①審査期間 令和7年2月28日(金)から令和7年3月4日(火)まで

②実施方法 提案書の書類審査を行い、二次審査対象者を5者程度選定する。

③結果通知 一次審査の結果は、令和7年3月7日(金)までに提案書を提出した者に電子メール及び郵送により通知する。

※提案書提出者が5者以内の場合、提案書提出者すべてを二次審査の対象とし、書類審査は二次審査と同日に一括して実施する。

(3) 二次審査（ヒアリング）

①実施時期 令和7年3月13日（木）

②実施方法 提出された提案書をもとに、企画提案の内容についてヒアリングを実施する。

※ヒアリングを実施する日時・会場の詳細は、一次審査の結果と併せて通知する。

1 2. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務実績
- (2) 業務遂行能力
- (3) 課題解決に向けた提案力
- (4) 提案内容の実効性
- (5) 業務内容の理解度
- (6) 見積り金額の妥当性

1 3. 審査結果の通知時期及び方法

(1) 通知時期 令和7年3月19日（水）までを予定

(2) 通知方法 提案書提出者すべてに対し電子メール及び郵送による。

1 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 「1 5. 担当部課」に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案書等に虚偽の記載をした場合には提出された提案書等を無効とする。
- (8) 詳細は募集説明書による。

1 5. 担当部課

〒156-0043

世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当

電話：03-6304-3253 ファクシミリ：03-6304-3341